

令和2年第5回臨時会
新冠町議会会議録
第1日 (令和2年12月25日)

◎議事日程(第1日)

開会宣告

開議宣告

議事日程の報告

- | | | |
|-----|--------|----------------------------------|
| 第 1 | | 会議録署名議員の指名 |
| 第 2 | | 会期の決定 |
| 第 3 | | 諸般の報告 |
| 第 4 | 議案第63号 | 令和2年度新冠町一般会計補正予 |
| 第 5 | 議案第64号 | 令和2年度新冠町介護サービス特別会計事業勘定補正予算 |
| 第 6 | 議案第65号 | 令和2年度新冠町立国民健康保険診療所事業特別会計補正
予算 |

閉議宣告

閉会宣告

◎出席議員(12名)

- | | |
|-----------|-----------|
| 1番 芳住革二君 | 2番 長浜謙太郎君 |
| 3番 酒井益幸君 | 4番 武田修一君 |
| 5番 但野裕之君 | 6番 竹中進一君 |
| 7番 須崎栄子君 | 8番 氏家良美君 |
| 9番 秋山三津男君 | 10番 中川信幸君 |
| 11番 堤俊昭君 | 12番 荒木正光君 |

◎欠席議員(0名)

◎出席説明員

- | | |
|--------|-------|
| 町 長 | 鳴海修司君 |
| 副町長 | 中村義弘君 |
| 教育長 | 山本政嗣君 |
| 企画課長 | 原田和人君 |
| 町民生活課長 | 坂東桂治君 |
| 保健福祉課長 | 鷹觜寧君 |
| 税務課長 | 佐藤正秀君 |

産業課長兼農業委員会事務局長	島田和義君
建設水道課長	関口英一君
会計管理者	田村一晃君
診療所事務長	杉山結城君
特別養護老人ホーム所長	山谷貴君
町有牧野所長	工藤匡君
管理課長	湊昌行君
社会教育課長	新宮信幸君
総務課総括主幹	佐々木京君
企画課総括主幹	楫川聡明君
企画課総括主幹	下川広司君
町民生活課総括主幹	竹内修君
保健福祉課総括主幹	八木真樹君
税務課総括主幹	今村力君
産業課総括主幹	三宅範正君
建設水道課総括主幹	磯野貴弘君
管理課総括主幹	小久保卓君
管理課総括主幹	坂元一馬君
社会教育課総括主幹	谷藤聡君
社会教育課総括主幹	曾我和久君
代表監査委員	岬長敏君

◎議会事務局

議会事務局長	佐渡健能君
議会事務局総括主幹	伊藤美幸君

(午前9時54分 開会)

◎開会宣告

○議長（荒木正光君） 皆さんおはようございます。ただいまから令和2年第5回新冠町議会臨時会を開会いたします。

◎開議宣告

○議長（荒木正光君） 直ちに本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議長（荒木正光君） 議事日程を報告いたします。
議事日程は、お手元に配付した印刷物のとおりであります。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（荒木正光君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。
会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、10番、中川信幸議員、11番、堤俊昭議員を指名いたします。

◎日程第2 会期の決定

○議長（荒木正光君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。
お諮りいたします。本臨時会の会期は本日1日といたしたいと思います。
これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（荒木正光君） 異議なしと認めます。
よって、会期は本日1日とすることに決定をいたしました。

◎日程第3 諸般の報告

○議長（荒木正光君） 日程第3、諸般の報告を行います。
本臨時会の説明員として出席通知のありました者の職、氏名をお手元に配付しておきましたのでご了承を願います。
これで諸般の報告を終わります。

◎日程第4 議案第63号

○議長（荒木正光君） 日程第4、議案第63号 令和2年度新冠町一般会計補正予算を議題といたします。
提案理由の説明を求めます。
坂本総務課長。

(提案理由の説明省略)

○議長（荒木正光君） 提案理由の説明が終わりました。

これより、議案第 63 号に対する質疑を行います。

なお、質疑は歳出から項ごとに一括して行いますので、発言は内容を取りまとめ明瞭簡潔補正項目の範疇で質疑を行うようお願いいたします。

歳出の 7 ページをお開き下さい。2 款総務費、2 項徴税費、ありませんか。

酒井議員。

○3 番（酒井益幸君） スマホ収納機能事前取込テスト委託料について質問をしたいと思えます。まず、1 点目が導入についてなんですけれども、いつごろを目指しているのかということと、あとセキュリティの部分に関して、もし不正が起きた場合については運営元で保証をするのかについて、2 点伺います。

○議長（荒木正光君） 佐藤税務課長。

○税務課長（佐藤正秀君） 1 点目の導入時期ですけれども、4 月 1 日からということで予定して今進めております。それから、セキュリティの関係等はその運営会社、いわゆるスマホ決済掲載する今回の場合であれば P a y P a y と L I N E P a y、こちらの方が責任持つということです。

○議長（荒木正光君） ほかがございますか。

竹中議員。

○6 番（竹中進一君） 同じところについて伺いいたします。項目がスマホ収納ということになっておりますけれども、パソコンからインターネット経由ではこの機能は使えないのかということと、中山間地域とか遠隔地域に住んでいる者にとっては、この制度は大変有効で便利なわけですけれども、パソコンの場合はインターネットバンキング、もちろんスマホでもできるわけですけれども、そういったものを利用してやるわけですけれども、スマホを利用する場合はアプリというものを別に取り入れなければならないのかについて伺います。

○議長（荒木正光君） 佐藤税務課長。

○税務課長（佐藤正秀君） スマホ収納、今回の部分についてはまずスマホにアプリを取り込んでもらうと、それが P a y P a y もしくは L I N E P a y となっております。それからパソコンからの利用はできません。

○議長（荒木正光君） よろしいですか。ほかがございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（荒木正光君） ないようですので、8 ページ、3 款民生費、1 項社会福祉費。

芳住議員。

○1 番（芳住革二君） 4 目の地域包括支援センター費の中で、備品購入費の 67 万 7,000 円、こっちの参考資料で見れば加湿空気清浄機 65 万なんぼと、それから共同スペース空気清浄機が 39 万 6,000 円があがっているわけです。昨日の議員協議会の中で少額の、資料 1

の中で学習環境整備事業の中で見積もり合わせで予算計上しているのです。恐らく少額だからそういうことをやったと思うのですが、まず1点見積もり合わせはどのような形の中で行うかが1つと、この予算の中であれば40万、50万のあれであれば見積もり合わせで、無理に入札しなくてもいいのではないかと。1つはなぜそれをいうかと言うと、金額が清浄機1台あたり値段出ているわけです。それから空気清浄機も9万9,000円という値段、これ値段出していたら入札も何もならないのではない。これを上限として入札を行うのか行わないのか、ちょっとその2点お聞きしたいと思います。

○議長（荒木正光君） 芳住議員、備品購入の関係については入札執行に係る部分でございます。それで、ほかの科目にもわたっておりますので、もしできれば歳入歳出の方で全般にわたって質疑された方がいいかと思っておりますけれども、いかがですか。

芳住議員。

○1番（芳住革二君） 歳出全般はわかるんですけど、恐らく回数が、質問回数がふえると思う。その一答一問の方法でやらしてくれるのであればオーケーしますが、それできないのであれば項目ごとにやらないなというふうに思っているのです。入札ほとんど同じことを質問しなくてはならないのです。だからそれは議長言うように、一括してやれと言うのだったらそういうふうにします。回数はある程度認めてくれるという条件であればお受けします。

○議長（荒木正光君） わかりました。歳入歳出の一括の方で簡潔にお願いをしたいと思います。ほかございませんか。

但野議員。

○5番（但野裕之君） 寿入浴委託料の部分で質問いたします。執行残とのことですが、執行率は今おわかりでしょうか。

○議長（荒木正光君） 鷹嘴保健福祉課長。

○保健福祉課長（鷹嘴寧君） お答えいたします。ちょっと率は出してないのですが、予算が625万9,000円でございます。それに対して9月から始まってございますので、11月までの実績が162万7,000円でございます。それから、今後12月から3月までに276万円の施行見込みまして、決算見込みといたしまして438万7,000円、この差額の187万1,000円を減額しようとするものでございます。

○議長（荒木正光君） 但野議員。

○5番（但野裕之君） 今の説明ではけっこう予定よりも少ない数値で推移している説明ありましたけども、原因は先ほどの説明ではコロナが要因ではないかという説明がありましたけども、それ以外に温泉の中での施設利用に関しての何か問題があつて、利用が少なかつたというような部分は見受けられなかつたのでしょうか。

○議長（荒木正光君） 鷹嘴保健福祉課長。

○保健福祉課長（鷹嘴寧君） 温泉側の方からは特に伺ってはございません。

○議長（荒木正光君） よろしいですか。ほかございませんか。

酒井議員。

○3番（酒井益幸君） 新冠町巢ごもり暖房費等支援金についてお伺いたします。まず1点目、基準日についての考え方なんですけれども、資料では12月1日が基準日というふうにされていますけれども、その根拠についてと事務の経常費について、合計でどのぐらいなのかお聞きしたいと思います。

○議長（荒木正光君） 坂東町民生活課長。

○町民生活課長（坂東桂治君） 基準日についてでございますが、議員おっしゃるように12月1日としてございます。この理由は、本日この臨時会で議決をされたならば、今日の午後からも対象者なる手続き、そして封筒の発注、できることは年内やろうというふうに考えてございます。主に暖房費使ってほしいというふうに思っているのですが、一刻も早く手続き済まして一刻も早く給付をしたいという思いがありますので、いつまでもいつまでも遅く遅く基準日を設けるのではなくて、12月1日、そして作業はもう議決受けた時点、その午後から始めるというような思いで12月1日にしてございます。それと、事務費は人件費、そして印刷製本費、そして通信運搬費、手数料など足し込みますと170万6,000円ということで計上してございます。

○議長（荒木正光君） 酒井議員。

○3番（酒井益幸君） 基準日についての考え方はわかりました。それで、今後例えば転入される方も当然いらっしゃるというふうに思いますけれども、その部分に関してせっかく転入されてきたのに該当しないということももちろん考えられるわけで、その辺についての救済についてはあるのかをちょっとお伺いしたいと思います。

○議長（荒木正光君） 坂東町民生活課長。

○町民生活課長（坂東桂治君） 春先に実施した定額給付金、特別定額給付金もそうだったのですが、どこかで基準日設けなければ行ったり来たり、出たり入ったり、こういう人の対応も確かに大事なんでしょうけども、どこかで基準設けなければ収集つきづらくなるなということで、この基準日は守りたいというふうに考えてございます。

○議長（荒木正光君） ほかがございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（荒木正光君） ないようですので、9ページ、2項児童福祉費。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（荒木正光君） ないようですので、同ページ、4款衛生費、1項保健衛生費。

中川議員。

○10番（中川信幸君） ここでPCR検査の助成金ということになっているのですが、新冠の国保診療所でもできる体制だという理解でよろしいでしょうか。

○議長（荒木正光君） 鷹嘴保健福祉課長。

○保健福祉課長（鷹嘴寧君） 現在、国保診療所とも協議を行っておりまして、できるように準備を取り進めている最中でございます。

○議長（荒木正光君） よろしいですか。

中川議員。

○10番（中川信幸君） 100名ということなのですが、5,400人ぐらい新冠の住民いるのですが、できれば皆さん心配しておられるので受けてみたいなという考えの人も多いかと思うのですが、そこら辺についてはどういうお考えをもっているのでしょうか。

○議長（荒木正光君） 鷹嘴保健福祉課長。

○保健福祉課長（鷹嘴寧君） まず、この考え方でございますが、ご説明いたしましたとおり、症状があつて病院で検査をする行政検査とは別に、無症状で心配な方が受けられる検査の助成をしようとするものでございます。それでなかなか見込みというのと、どの方が何回受けられるかという見込みが大変難しい問題もありますが、考え方としては回数制限設けられないのかなというのもございまして、とりあえず予算取りといたしましては、100人分みておこうかということで予算要求をしたものでございます。

○議長（荒木正光君） よろしいですか。

但野議員。

○5番（但野裕之君） 今と同じところで質問いたします。3点あります。まず1点目、3万円に対し3分の2の補助で2万円の補助となっておりますけれども、安価な検査もあるのが現状です。同様に、その安価な検査に対しても3分の2の補助を行うのか。2点目、この検査の補助ですけれども、1人で何度も行うことができるのかどうか。3点目、対象とする期間はあるのか。また、100人を超えた場合、予算計上100名としていますが、そこで完全に中止するのか、この3点お願いいたします。

○議長（荒木正光君） 鷹嘴保健福祉課長。

○保健福祉課長（鷹嘴寧君） まず、1点目の3分の2の2万円上限ということでございますが、安価なものに対しても同じように3分の2ということで考えてございます。それから、何度もということ、何度もでございます。それから、対象がふえたときにということでございますが、それは予算の関係もございまして、理事者と協議いたしましてその辺検討をさせていただきたいと思っております。

○議長（荒木正光君） 但野議員。

○5番（但野裕之君） 一応100名でみてますけれども、安価な場合は1人2万円かかりません。そのような状況で考えますと、予算見込みの200万とありますが、安価な検査を受ければ200人以上、200回以上の検査受けれる、100人以上の検査を受けるかっこうになりますけれども、人数制限はないという形でいいのですか。

○議長（荒木正光君） 中村副町長。

○副町長（中村義弘君） 予算を計上する段階におきまして、近隣の町でやっています検査費用約3万ということで聞いておりました。それを基準に3分の2というものを実はつくりました。先ほど言われていましたように、鷹嘴課長の答弁で抜けてた部分ありまして、いつまでやるのだというお話ございましたけれども、あくまでも予算は会計年度で締めなけ

ればいけませんので、今回の補正については3月31日までの間、それと100人越えの場合につきましては、これ件数でみますので先ほど鷹觜課長言いましたように、一人が何回受けても構わないわけございまして、100件ですまない場合につきましては、予備費を充用させていただいて対応していきたいと考えております。

○議長（荒木正光君）　ほかございませんか。

堤議員。

○11番（堤俊昭君）　同じくPCR検査についてですけれども、無症状者に対してのPCR検査については識者の中にもやった方がいい、無駄だといったようなことで、賛否に分かれている状況は今も続いているのかなというふうに思いますけれども、私もいろいろテレビ、新聞が多いわけでありまして、結果として無症状者についても検査を進めて、陽性者を発見して感染拡大防止につなげていくのが正しいのかなというような感じをこのごろ思っているわけでありまして、3点、4点について聞きたいと思います。まず、100件分ということでありまして、私はほかの自治体の事例も見ていますと、まず病院関係者、介護関係者、あるいは学校の教師であるとか、さらに含めて役場の職員等、いわゆる公共施設に勤務をする人たちをまずPCR検査を受けというのが流れというか、そういう自治体もあるわけでありまして、私も町長の行政方針として、まずそういう方法がいいのではないかなというふうに思いますけれども、考えを聞かせてほしいと思います。2万円の補助ということでありまして、窓口で1万円を支払って完了ということなのかについてはいかがなのかということと、その陰性について陰性の方については陰性証明書というものの発行もこの料金の中を含んでいるのかということ。それから陽性と判定された場合のその後の流れについても聞かせて欲しいと思います。もう1点は、条例の上に感染症法という法律もあるのだろうというふうに思いますけれども、何回か聞く機会もあったわけでありまして、残念ながら税滞納ということでこういったサービスが受けられない方も出てくるやに思うわけでありまして、私は今回に限りはそれはなしにしなければならないかというふうに思っているわけでありまして、サービス制限条例との関係について聞かせて欲しいと思います。もう1点、先ほどの陽性検査については説明がありました。陽性ということになればもちろん陽性検査ということでありまして、熱が37度以上二、三日あるんだと、あるいは咳が出るだとか、体がだるいからちょっと診て欲しいといったのは、だいたい無症状であってもそういった理由がつけば、ここで聞かない方がいいのかもしれないけれども、これは陽性行政検査という範疇に入ってきて、無料になるのかなというふうに思うわけでありまして、その辺答弁がもらえるのであればいただきたいと思います。

○議長（荒木正光君）　鷹觜保健福祉課長。

○保健福祉課長（鷹觜寧君）　まず1点目の対象者でございますが、今回補正に挙げてございますのはあくまでも町民を対象とした100件分と考え方とした100件分でございます。ですから、病院等の関係者であっても町民であれば対象となります。それから、2万円に

係る支払い方法ということでございますが、支払い方法についてはいわゆる償還払い、一旦全額をお支払いいただいてその領収書等で3分の2を補助するという考え方でございます。一旦全額は本人が支払うということでございます。それから、陰性の証明書の発行料を補助対象に含むのかということでございますが、これは含みません。あくまでも検査に対する補助でございます。それから、陽性になった場合の流れということでございますが、これは医療機関であれば陽性となった場合は必ず保健所等により報告義務がございますので、報告をするという流れになっているかと、そういう理解をしてございます。それから法律、税の滞納の関係でございますが、今現在はその処分条例の適用をするということで考えてございます。それで最後に、37度や咳があった場合ということでございますが、今はかかり付け医、最寄りの病院に相談して受診するという流れになってございまして、それは医師が判断するわけでございますが、いわゆるそういう症状があった場合は行政検査になって、無償で受けられるということになってございます。

以上です。

○議長（荒木正光君） 佐藤税務課長。

○税務課長（佐藤正秀君） 税の制限条例の関係で補足させていただきますけども、ほかのコロナ対策についてはこの条例は適用させてもらっていますけども、実際運用面でどういふ人が制限になるのかと言いますと、一律滞納しているからなるということではございません。滞納者でも分納したり、猶予しているそういう人方いますので、そういった方々についてはこれまでも適用していません。悪質で全く税金の相談にも何も応じない、こういった方々が対象になるということで、これまで適応した事例はこれまではございません。補足でした。

○議長（荒木正光君） 堤議員。

○11番（堤俊昭君） 100名ということですから、一般町民100名ということは十分に理解しているわけでありますけれども、それとは別に町長の考えとして、公共施設に勤めているものは積極的に受けるようにと、これはあくまでもお願いベースかなというふうに思いますけれども、やっぱり町長の姿勢を見せることは、これは非常に重要だろうなというふうに思いますので、これは申し訳ありませんけれども町長の口から答弁をいただきたいと思います。もう1点、やはり一時であっても3万円を窓口で払うというのは、これはなかなかちょっと厳しいというふうに思いますので、時間もありませんけれども補助を引いて1万円で済むような方法をやはり考えてもらわなければこれはちょっと困るなというふうに思います。もう一つ税務課長からありましたけれども、事例はないということでありますけれども、それについてはそうだろうなということでもわかりますけれども、そういった患者さんが、患者さんというか、検査をして欲しいという方がみえた場合に、窓口でワンストップでその判断ができるわけではないわけでありますけれども、そうしますとどこへ行くのか、保健福祉課当たり行ってそれから税務課行って調査をするということになると、やっぱりワンストップというかすぐその場で検査をできるということにはならないと

いうふうに思うのですけれども、その点についてどういう流れで検査を受け入れるようになるのかということについてもお願いします。

○議長（荒木正光君） 鳴海町長。

○町長（鳴海修司君） 1点目のご質問でお答えしたいというふうに思います。蔓延状態であればそういうことも考えないわけではございません。ただ、今の状態の中で私は非常に議員もおっしゃったように、強制的にさせるのは難しいというふうに考えてございますし、状況をかんがみたま場合はやはり診療所というものもございまして。その対応は限られた中で対応していかなければならないという部分もございまして、そういったことで私今のところはそういう考えはないということでご理解いただきたいというふうに思います。

○議長（荒木正光君） 2点目、3点目。

中村副町長。

○副町長（中村義弘君） 窓口での償還払いの話を2点目にあつたかと思うのですが、償還払いをするということになりますと医療機関との契約行為を結ばないとならないという前提がまずございます。それとどこで受けられるかわからないという前提もございまして、例えば町民の方が東京に行きました。なんか心配になったな、じゃあ民間でやっていると受けてみましょうといった場合、そちらの方に1万円だけ出して、こちらから町が2万円出すのかという話ではなくて、先ほど鷹觜課長言いましたように、前提はやはり一旦立て替えていただいて、領収書をもってお金をお支払いするという、償還払いをとろうということと考えておりました。それと、3点目の検査までの流れの関係なのですが、私受けたいから保健福祉課の方に行って申請をしますという前提ではなくて、あくまでも受けていただく。そして、申請いただく。その申請いただくときには税の情報を見ていいですかという、担当課の方で確認をとっていいよということで、確認がとれましたら税務課の方に照会して、税務課で確認させていただくという流れになってございますので、その辺ご理解いただきたいなと思います。

○議長（荒木正光君） よろしいですか。ほかございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（荒木正光君） ないようですので、10ページ、2項清掃費。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（荒木正光君） ないようですので、同ページ、5款農林水産業費、1項農業費。

但野議員。

○5番（但野裕之君） モニタリングの部分で質問いたします。30件を想定して11件ということで設置が進まなかったことがありますけれども、この原因の調査はしたのかどうかということ、1点。もう1点、設置見込みが少なかったことに対してこの事業をどのように評価しているのか、この2点お願いいたします。

○議長（荒木正光君） 島田産業課長。

○産業課長（島田和義君） 予算措置の段階で30件、実績見込みが11件ということで、

この要因について農協にも確認をしてございますけれども、この技術的にまだまだ浸透している技術ではないということで様子見されている方が多いのではないかなというふうな回答を受けております。この技術につきましては今まで農業者の感ですとか、そういったものに頼ってきたものを数値としてみれるということで、これが導入されることによつての生産管理の仕方、それから労力の低減、こういうのはこれから見えてくるんですけども、これは事業効果はみえてくるのだらうというふうにして思っております。

○議長（荒木正光君） 但野議員。

○5番（但野裕之君） 今の答弁では設置者に対しては事業効果が見込めるということで、それは評価したいと思いますけども、設置が進まなかった理由として様子見をしているという、そういう今発言ありましたけども、そういった部分で今後つきたいというふうになつた場合は、この制度はもう今年度で終わりですから、時期をみてまた新たにこのような制度を導入する考えがあるのかどうか、この分をお願いいたします。

○議長（荒木正光君） 島田産業課長。

○産業課長（島田和義君） 本事業についてはコロナ対策ということで今年度限りの事業でございます。今後につきましてはこの事業の効果というのがこれから出てくると思いますので、その辺もそ菜振興会等でいろいろ協議をしていただいた中で検討してみたいと思います。

○議長（荒木正光君） ほかがございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（荒木正光君） ないようですので、11 ページ、6 款商工費、1 項商工費。

但野議員。

○5番（但野裕之君） 町観光協会補助金とどまる観光の部分で質問いたします。まず、5 点あります。まず 1 点目、乗馬スタッフは何名で乗馬クラブのスタッフを起用するのか。また、総勢何名のスタッフとなる事業なのか。2 点目、結婚情報誌の広告は何誌に何回行うのか。3 点目、視察研修はどのポジションの者が何名で視察するのか。4 点目、会場は乗馬クラブを利用するのか。最後に 5 点目、年間何組のカップルを見込んであるのか。以上、5 点お願いいたします。

○議長（荒木正光君） 原田企画課長。

○企画課長（原田和人君） 乗馬スタッフの関係でございますが、乗馬クラブからひき馬をして新冠温泉まで会場に向かうということを想定してございますけども、2 名ないし 3 名ということで見込んでおります。広告誌につきましては、主にウエディングも取り扱っている雑誌があるんですけども、そこに 1 回出す予定をしております。視察研修につきましては今の所 1 名ということで受け入れてくれそうなところを探して、今のところ九州方面という話は伺っているんですけども、そちらの方に行くという予定を聞いてございます。会場という部分につきましては、恐らくウエディングのことを言っているのではないかなと思うんですけども、新冠温泉レストランでセレモニー的なものを行うというふうにして確認し

ております。年間何組を見込んでいるかといった部分につきましては、なかなか広告を出して見てDVDを使っていろいろ周知とか務めるんですけども、その辺は何組なるかっていうことまでは極力観光協会としては多く取り入れるというか、そういう努力をいたしていきたいということで今のところ何組までということ、何組以上ということまでは正直言えることはちょっと難しいのかなと、極力努力したいということは伺っております。

○議長（荒木正光君） 但野議員。

○5番（但野裕之君） この事業は観光協会の主体事業でありますから、乗馬クラブのスタッフの件費、そしてひき馬に使う乗馬馬の借り入れ料など発生すると思うのですが、その部分の費用の関係はどのようになっていますか。

○議長（荒木正光君） 原田企画課長。

○企画課長（原田和人君） その辺につきましても内々には相談しているということでございます。だいたい3万円程度1回お支払いするというようなお話は伺っております。

○議長（荒木正光君） よろしいですか。ほかございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（荒木正光君） ないようですので、12 ページ、8 款消防費、1 項消防費、ありませんか。

但野議員。

○5番（但野裕之君） 14 節の避難所設置の部分で質問いたします。泉地区の民地を利用するということですが、民地であれば借地料が発生すると思いますけども、借地料はどのようになっているのでしょうか。

○議長（荒木正光君） 坂本総務課長。

○総務課長（坂本隆二君） 借地料当然かかりますので、次年度以降予算計上したいと思っています。

○議長（荒木正光君） ほかございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（荒木正光君） ないようですので、暫時休憩といたします。

休憩 午前10時52分

再会 午前11時 5分

○議長（荒木正光君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

3 ページをお開きください。9 款教育費、1 項教育総務費、ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（荒木正光君） ないようですので、14 ページ、2 項小学校費、ありませんか。

芳住議員。

○1番（芳住革二君） 先にちょっと学習環境整備事業の中で、こっちの参考資料の中で

見積もり合わせをしたという部分が出たんですけども、本来なら全般でやりたいんですけども、質問回数は限られているので一応ここで事業費 48 万 4,000 円と執行済が 42 万 4,000 円、これを見積もり合わせをして最終的に 6 万円の執行残が出たということで、この見積もり合わせというのはちょっと僕たちわからないのです。その見積もり合わせは金額がどの範囲であれば見積もり合わせして、入札といたらおかしいけど見積もり合わせできるのか、そこら辺ちょっと説明お願いしたいと思います。

○議長（荒木正光君） 坂本総務課長。

○総務課長（坂本隆二君） 入札等の物品の調達の関係ですので私の方からお答えをさせていただきますけれども、基本的に物品を購入する場合については、入札をすることが原則になってございますけれども地方自治法、それから財務規則等に基づいてある一定の金額を超えない場合については随意契約ということ、今芳住議員おっしゃられた見積もり合わせというのは随意契約と言われるものでございまして、入札によらない方法という定めがございます。随意契約によることができる金額としまして、工事または製造の請負については 130 万円、財産の買い入れ 80 万円、その他 50 万円等というようなことで財務規則に規定されておまして、それぞれ物品調達する際にはその予定価格に応じて入札、あるいは随意契約という方法を選択してとってございます。

○議長（荒木正光君） よろしいですか。ほかございませんか。

芳住議員。

○1 番（芳住革二君） 備品購入費のタブレット入札残ということですけども小学費、中学校費あわせて約 900 万強の残が出てるわけなんですけど、事業費の見積もりの仕方というのはどういうふうに行われているか。そして、この残が出たのは恐らく入札の札によってこれだけの残が出たわけなんですけども、余りにもその大きすぎるのでないかなというふうに私はあれしてるわけです。その見積もり方っていうのが僕たちは全くわからないので、その過程を説明願いたいです。

○議長（荒木正光君） 山本教育長。

○教育長（山本政嗣君） 減ずる額が多額なものですから、私の方からお答えを申し上げたいというふうに思います。まず、ご了承いただきたいのが先だてコロナ関連の事業のご説明を全員協議会でさせていただきました。今お手持ちの資料でいきますと、これに該当する事業費から事業見込みの金額を予算から差し引きますと、執行率が 52%程度の中で今ご指摘のような 900 万程度の予算残が出ているということでもあります。実は、G I G A構想の事業につきましてはこのコロナの交付金以外に、G I G Aスクールの事業の補助金を導入しています。先だてお渡しをしました資料は、コロナの臨時交付金の事業だけを抜粋しているものですから、これに 1,200 万円相当のG I G Aスクール構想の補助金が事業費としてはオンされるということになります。事業の執行率としましては 71%の執行率になっておりますことをまずもってご了承いただきたいというふうに思います。G I G Aのタブレットの配備に関する事務の流れでございまして、ご案内のようにG I G Aのタ

タブレット構想につきましては、当初3年間で実施をするということを経済的交付金を利用して、ことし単年度で実施をするという国の方針のもとに、5月以降急速に準備を迫られたわけでありまして、当町といたしましては、子ども達の教育現場に1日でも早くタブレットが届くようにということで、全国各地でそのことをしますもので、そういうことの中で6月1日に開催いただいた臨時会に間に合うようにということで事務を取り進めてまいったところでありまして。私どもの町は学校と協議いたしまして、指定された機種と言いますか、タブレットを動かすエンジンOSと言われるものを学校と相談しましてWindowsを選定いたしました。その中でタブレットの機械については国内製のもの、海外製のものいろいろありますけれども、国の認めるものをすべて対象とするということの中で、機種を選定は実はいたしませんでした。そういう中におきまして、入札事務を行ったわけでありまして。国の補助事業でありますので、タブレットを導入するに当たっての標準価格というものが示されておりました。Windowsの機器を導入する場合は、国が示すだいたいの標準価格1台当たり7万円程度かかるだろうというような試算もいただいております。こういうことを参考にしながら新冠町の方で仕様書を作成しまして、機械の機種は選定しない形の中で仕様書を作成したということでありまして。結果的に私どもが予算で予定しました1台当たり7万円というものが、実際には入札によって1台当たり5万円での落札となったわけでありまして。台数が419台ということでございましたので、結果的には900万円もの執行残が出てしまったというようなことでございます。限られた時間の中で参考とする見積もりも数社からいただきながらということでありましたけれども、冒頭申し上げましたように3年間で予定したものを単年度ということの中で、しかも国の方からいろいろな補助制度の中の情報がなかなか出てこない中で、参考見積もりいただく業者さんも非常に苦慮したと思われましてけれども、その中で事務処理を進めた結果、このような結果になったということで、ご理解を賜りたいというふうに思います。

○議長（荒木正光君） 芳住議員。

○1番（芳住革二君） 説明で十分わかったわけですが、やはりタブレットあたりはいろんな多種にわたって機種があるわけですね。やはりそこら辺はある程度の機能も含めた形の中で選定しなければならないかもしれないけれども、やはりある程度の平均値というものを出さなければならないのかなと。余りにも落札価格が大きすぎるので、しかしこれは国からの補助金だからまだいいけれども、実際町の歳出の関係の中であれば相当な痛手になるのでないかなというふうに思うわけですね。それともう一つ、全般でやればいいのですが、恐らく代理店契約、そういうものがあるのでないかなというふうに思っているのです。各個人業者は。そういう場合において、1つの業者が代理店契約結んでいたらなんぼその機種を選んであれしても、ここは代理店契約結んでいるからその店としか物は納められませんという話になる。そういう意味において、入札者の選考委員というのがあります。選考委員って言うんですか、それは色々今まで見ていたらもしか電化製品であれば電気屋さん何件か入る。そのほかにいろんな業種の人、全く関係ない業者も入って入札している。

ほかの業種でも電気製品よそから入れれるとなればそれはそれでいいのかもしれないけども、やはりある一定の入札であればその業種間において電気屋さんだったら電気屋さんの業種、あるいは金物屋ったら金物屋の業種が落とせるような仕組みを作らなければ、ある一定の業者だけにその入札が回っているのではないかなというふうに私は思うのです。どういう形の中でこういう業者を選定したか。後でちょっといろんな問題あるから言いたくないのだけでも、そういう部分も含めて、選考で何でも上がってきたものをピックアップしてこれ良い悪いって、一つの新冠の15の入札あったら一社が13取っているとか、12取っているとか、あとの3つをほかの業者で分けている。これは入札だから仕方ないけども、やはりその仕組みをもう少し変えていかなければ、もう少し新冠業者全体に入札がわりあたってくるのではないかなと僕は思うのです。そういう意味において、ちょっと余りにも入札残が大きかったのでこのことを質問しましたが、今の教育長の答弁でこの部分については理解しました。以上です。

○議長（荒木正光君） 答弁はよろしいですか。

○1番（芳住革二君） できたら仕組みの中の答弁をお願いします。

○議長（荒木正光君） 坂本総務課長。

○総務課長（坂本隆二君） 今の物品の調達の関係の業者選定の話がありましたので、いわゆるそれを決める場合については、指名選考委員会というものを開催して物品調達をする業者を決定してございます。その前にまず町内にこだわらず、町外も含めて2年に1度新冠町が工事あるいは物品調達、委託、そういったものを発注する際に町の指名に載るかかどうかということ全国的に発信をしながら、町に指名願いというものを出していただきまして、その中でどのような物品調達ができるのか、いわゆる家電なのか、工事なのか、文房具なのか、衣類なのか、そういったものを含めて多岐にわたる項目に丸をつけていただきながらその業者が自分はこの物品は調達できるので入札参加させて欲しいと、町の指名業者として入れてほしいという願い出をもって業者を選定してございます。これを2年に1度更新をするという中で、それぞれ原課の方で上がってくる物品調達、あるいは工事についてはそれぞれ指名選考委員会にかけまして、その工事あるいは物品に該当する業者を選定するというのが指名選考委員会でございます。従って、そこに登録の挙がっている業者については、すべてを入札に参加させる必要はありませんけれども、複数者を業者選定をして入札の案内をしているということで、特定の業者に偏ることなく公平な中で指名選考委員は開催されているということをご理解をいただきたいと思えます。それと、メーカー指定の業者指定の話ありましたけれども、基本的に物品を調達する際にはどうしてもそのものでなければならないという特別な事情がない限りにおいては、同等品以上ということ業業者に示して、そのものと程度が落ちないもの、これの入札ということを行ってございます。メーカーを指定してしまいますと代理店、その店しか扱えないというようなこととなりますので、そのようなことがないように、不公平がないようにということでメーカー指定は極力しないように、同等品以上ということ入札の案内はさせていただいて

おります。

○議長（荒木正光君） よろしいですか。ほかございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（荒木正光君） ないようですので、同ページ、3項中学校費、ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（荒木正光君） ないようですので、15ページ、4項認定こども園費。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（荒木正光君） ないようですので、同ページ、5項社会教育費、ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（荒木正光君） あいようですので、16ページ、5項保健体育費、ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（荒木正光君） ないようですので、同ページ、7項学校給食費。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（荒木正光君） ないようですので、同ページ、12款予備費、1項予備費、ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（荒木正光君） ないようですので、歳入に入ります。戻って6ページをお開きください。歳入は一括して行います。

歳入、6ページありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（荒木正光君） ないようですので、歳入歳出の全般にわたってありませんか。

長浜議員。

○2番（長浜謙太郎君） 今回一次、二次、三次と続いたコロナ対策の臨時交付金の関係でいろいろものが整備されたと思いますが、生活館に関係するということではちょっとお伺いしたいと思います。町の主催事業等、あるいは葬儀であったり、避難場所として、投票場所そういった形でも使われる生活館の備品についての整備について、自治会等からの聞き取りを行って整備したということはあったのでしょうか。

○議長（荒木正光君） 坂東町民生活課長。

○町民生活課長（坂東桂治君） 生活館の使用頻度はコロナ禍の中、随分毎月毎月日報上げてもらうのですが少なくなっております。でも、全カ所消毒液そして一般的なコロナに対応する消毒液だとか、あとトイレの方は紙のペーパーを置いたりとか、そういう対策はさせていただいております。あと、空気清浄機だとかそういうのは生活館には今置いてないという一般的な対応だけ取らせていただいているというかっこうでございます。あと、自治会から聞き取りしましたからということで、そういうものを設置しますよというときに自治会長さんに連絡はしております。

○議長（荒木正光君） 長浜議員。

○2番（長浜謙太郎君） 恐らく避難所としての利用、あるいは選挙の投票場所として利用される可能性があった場合は、そういう生活センターに例えば空気清浄機やサーモグラフィのものであったり、スタンド型の検温器、そういったものを配備した上での対策をとった上で使用することになると思うのですが、そういった備品貸し出せるというか、持ち出して持ち運べるような形の備品は町としてどの程度用意、今回で整備することができたのかというか、持っているという認識でいいのでしょうか。

○議長（荒木正光君） 坂本総務課長。

○総務課長（坂本隆二君） 私の方でまとめてお答えさせていただきますけれども、今近く想定されているのが選挙で会館を使うのでないかというようなことがありまして、選挙管理委員会の方でもパーテーションだとか消毒液、そういったものの準備については進めているところなのですが、今言われたような空気清浄機等の備品になりますと、そのときだけにしか使用できないということもありますので、その場合については申しわけないのですが、換気というようなことで対応せざるを得ないかなというふうに思っています、ほかにある使っていない備品等を使うことは考えなければならぬと思っていますけれども、そのためにわざわざ購入しようと思っているのは、パーテーションだとか消毒液程度かなというふうに考えていました。ただ、青年の家費で今回12台ほど買わせていただくのですけれども、ここが今はまだ余り使われてない状況ということがあれば、その12台はほかに回すことができますので、一時的な転用、そういったことが空いている施設等を見ながら工夫していきたいなと思います。

○議長（荒木正光君） 長浜議員。

○2番（長浜謙太郎君） 最後になります。そういったものの備品の整備の可能性も含めてですが、今回が恐らく最後となる補正、コロナ関係になると思うのですが、執行残等出た場合の取り扱いについて、前回もお聞きしたのですが、今回の場合はどのようになるのかお聞きしたいと思います。

○議長（荒木正光君） 中村副町長。

○副町長（中村義弘君） 実はまだはっきりしてはいないのですが、国の3次補正の中でもしかしたら市町村にまたある程度の交付金が下りるのではないかという情報があるようでございます。それを見込みまして、3月にはもう一度最終的な額の確定をしなければならぬ、その臨時会を開かなければならぬかなということは実は考えております。ですから、その際にあと執行残等を見まして交付金の額を割ることのないよう、さらに町の持ち出しを十分出せるような最終的な補正を3月に考えておりました。

○議長（荒木正光君） ほかがございませんか。

芳住議員。

○1番（芳住革二君） 先ほど随意契約の話が出たわけなんですけれども、130万円、80万円というのです。この説明の中でだいたい高齢者共同生活施設管理事務用品の中で、加湿空気清浄機なども含めて100万ちょっとの予算、それから先ほど今出ました青年の家のあ

れも 60 万、約 70 万くらい、こういう部分については随意契約をするのですか。

○議長（荒木正光君） 坂本総務課長。

○総務課長（坂本隆二君） 今回この予算がとおりましたらこれから物品購入の事務進めていくことになりますけれども、まだ指名選考委員会開かれてございませんけども、私どもで提案したいと思っておりましたのは、各課それぞれで上がってきているものについて、ある程度まとめて入札ができるものについてはまとめて購入する方が効率的かなということも考えておまして、指名選考委員会の中で協議をさせていただこうということは考えてございました。

○議長（荒木正光君） よろしいですか。ほかございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（荒木正光君） ないようですので、これで質疑を終結いたします。

これより本案に対する討論を行います。

反対討論の発言を許可いたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（荒木正光君） ないようですので、討論を終結いたします。

これより議案第 63 号について採決を行います。

お諮りいたします。本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（荒木正光君） 全員挙手であります。

よって、議案第 63 号は原案のとおり可決されました。

◎日程第 5 議案第 64 号

○議長（荒木正光君） 日程第 5、議案第 64 号 令和 2 年度新冠町介護サービス特別会計事業勘定補正予算を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

山谷特別養護老人ホーム所長。

（提案理由の説明省略）

○議長（荒木正光君） 提案理由の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

質疑は歳入歳出を一括して行います。

発言を許可いたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（荒木正光君） ないようですので、質疑を終結いたします。

これより本案に対する討論を行います。

反対討論の発言を許可いたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（荒木正光君） 討論を終結いたします。

これより議案第 64 号について採決を行います。

お諮りいたします。本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（荒木正光君） 全員挙手であります。

よって、議案第 64 号は原案のとおり可決されました。

◎日程第 6 議案第 65 号

○議長（荒木正光君） 日程第 6、議案第 65 号 令和 2 年度新冠町立国民健康保険診療所事業特別会計補正予算を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

杉山診療所事務長。

（提案理由の説明省略）

○議長（荒木正光君） 提案理由の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

質疑は歳入歳出を一括して行います。

発言を許可いたします。

酒井議員。

○3 番（酒井益幸君） 一応確認のためにちょっと質疑させていただきますけれども、そのプレハブの購入について最初はリースにするというふうにおっしゃっていましたが、それを物品購入するということの要因についてと、あと今後想定されるワクチンの接種ということで、来年度以降になるというふうに思いますけれども、それについての使い道も考えているようなんですけれども、その辺のちょっと説明ももうちょっとつけ加えていただきたいと思います。

○議長（荒木正光君） 杉山診療所事務長。

○診療所事務長（杉山結城君） 当初考えておりましたプレハブにつきましては、一般的に建設現場等で使用しているプレハブを想定しておりましたけれども、現場の一番使うであろう看護師及び検査技師の方から、機能性が高い当時カタログ等の状況も私の方で把握できてませんでしたけれども、その後いろいろなチラシ等がきまして、その中からやはり一般的なものよりも今後購入しようと考えているプレハブの方が、今後長く続く状況の中においてはそれが一番よろしいという判断をいたしましたので、現場優先という考えで考えております。新型コロナウイルスのワクチン接種のときには、このプレハブを今のところ使う予定はございません。あくまでも発熱外来専用というふうを考えておきまして、ワクチンについては今後接種場所を保健福祉課と協議してまいりますけれども、保健センター等を今のところは第一優先候補として考えております。

○議長（荒木正光君） よろしいですか。ほかございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(荒木正光君) ないようですので、質疑を終結いたします。

これより本案に対する討論を行います。

反対討論の発言を許可いたします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(荒木正光君) 討論を終結いたします。

これより議案第65号について採決を行います。

お諮りいたします。本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長(荒木正光君) 全員挙手であります。

よって、議案第65号は原案のとおり可決されました。

◎閉議宣告

○議長(荒木正光君) 以上をもって本臨時会に提案されました議案すべての審議を終了いたしました。

◎閉会宣告

○議長(荒木正光君) これをもって、令和2年第5回新冠町議会臨時会を閉会いたします。

ご苦労さまでした。

(午前11時41分 閉会)